



8 調教教総発第 号

令和 8 年 5 月 日

調布市長 長友 貴樹 様

調布市教育委員会

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに
関する指導要綱に係る「教室確保困難通学区域」の指定について
(回答)

令和 8 年 4 月 2 0 日付け 0 8 調都ま発第 6 2 号で照会のあったこのこと
について、別紙のとおり意見を付します。

別紙

令和 8 年 5 月 日

調布市教育委員会

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱
(令和元年調布市要綱第 17 号) 第 3 第 1 項の規定による教室確保困難通学区域
の指定についての意見

- 1 調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに関する指導要綱
(令和元年調布市要綱第 17 号) 第 3 第 2 項の規定に基づく、教室確保困難通学区域
については、別表 1「学校施設等の状況」を踏まえ、今後、教室を確保することが困
難と見込まれる学校の学区域は以下の 8 校です。

- (1) 第一小学校
- (2) 八雲台小学校
- (3) 富士見台小学校
- (4) 滝坂小学校
- (5) 石原小学校
- (6) 若葉小学校
- (7) 緑ヶ丘小学校
- (8) 第八中学校

- 2 その他意見について

- (1) 事業主に対して、以下のとおり要望します。

ア 児童、生徒及び幼児（未就学児）の急増につながりにくい住宅開発の検討をお願い
します。

イ 宅地分譲・住宅等販売、賃貸借等の際、次の事項について、購入希望者、賃借人
に十分な周知をお願いします。

(ア) 学校施設（校舎）や運動場（校庭）が過密化しており、今後更に施設の過密化
が進むことによる教育環境の悪化が懸念されます。

別表 1 学校施設等の状況

第 一 小 学 校	【児童数・学級数推計】	単位（児童数）：[人]				
		R8 (実数)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
	児童数	711	723	739	736	784
	学級数	23	24	24	24	25
	注1 実数は、令和8年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和7年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数 当該校は、児童数の増加が見込まれています。このため、既存校舎内で教室を確保する対策を講じておりますが、近い将来において校舎の増築が必要となる状況にあります。校舎を増築する際には、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。					
八 雲 台 小 学 校	【児童数・学級数推計】	単位（児童数）：[人]				
		R8 (実数)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
	児童数	557	557	582	603	590
	学級数	19	19	20	20	20
	注1 実数は、令和8年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和7年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数 当該校は、児童数の増加が見込まれています。当面の間は、既存校舎内で教室を確保する対策を講じますが、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。					
富 士 見 台 小 学 校	【児童数・学級数推計】	単位（児童数）：[人]				
		R8 (実数)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
	児童数	535	521	512	513	480
	学級数	19	20	19	19	18
	注1 実数は、令和8年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和7年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数 当該校は、児童数の増加が見込まれています。当面の間は、既存校舎内で教室を確保する対策を講じますが、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。					

滝 坂 小 学 校	【児童数・学級数推計】					単位（児童数）：[人]
	年度	R8 (実数)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
	児童数	553	527	501	487	457
	学級数	18	18	18	18	17
	注1 実数は、令和8年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和7年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数 当該校は、児童数の増加に伴い、既存校舎内で教室を確保する対策を講じています。 将来的な児童数は減少傾向にあるものの、学級数のピークは、当面の間、横ばいで推移します。今後、児童数が増加に転じた場合には、校舎の増築が必要となります。校舎を増築する際には、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。					
石 原 小 学 校	【児童数・学級数推計】					単位（児童数）：[人]
	年度	R8 (実数)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
	児童数	596	551	530	489	432
	学級数	19	20	19	18	16
	注1 実数は、令和8年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和7年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数 当該校は、児童数の増加に伴い、既存校舎内で教室を確保する対策を講じています。 将来的な児童数は減少傾向にあり、間もなく、学級数のピーク時期を迎える状況です。 今後、児童数が増加に転じた場合には、校舎の増築が必要となります。校舎を増築する際には、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。					
若 葉 小 学 校	【児童数・学級数推計】					単位（児童数）：[人]
	年度	R8 (実数)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
	児童数	864	786	754	684	630
	学級数	28	26	26	24	21
	注1 実数は、令和8年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和7年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数 当該校は、児童数の急増に対応するため、既存校舎内での教室確保や仮設校舎の建設を実施し対策を講じています。また、将来的に児童数が増加に転じた場合でも対応できるように、隣接する第四中学校敷地を活用し、若葉小学校及び第四中学校の一体的な施設整備を進めておりますが、工事实施に伴い、学校運営に多大な影響が発生しています。					

緑ヶ丘小学校	【児童数・学級数推計】					単位（児童数）：[人]
	年度	R8 (実数)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
	児童数	529	535	526	516	491
	学級数	18	18	18	18	18
	注1 実数は、令和8年5月1日時点の実児童数及び実学級数 注2 推計は、令和7年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数 当該校は、児童数の増加に伴い、既存校舎内で教室を確保する対策を講じています。 将来的な児童数は減少傾向にあるものの、学級数のピークは、当面の間、横ばいで推移します。今後、児童数が増加に転じた場合には、校舎の増築が必要となります。校舎を増築する際には、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。					

第八中学校	【生徒数・学級数推計】					単位（生徒数）：[人]
	年度	R8 (実数)	R9 (推計)	R10 (推計)	R11 (推計)	R12 (推計)
	生徒数	372	461	493	491	502
	学級数	11	14	15	15	16
	注1 実数は、令和8年5月1日時点の実生徒数及び実学級数 注2 推計は、令和7年度東京都作成の教育人口等推計資料から引用 但し、学級数は、学級編制標準の引下げに伴う修正後の数 当該校は、生徒数の増加が見込まれています。当面の間は、既存校舎内で教室を確保する対策を講じますが、校地面積が小さく、新たな校舎を増築するスペースの確保が困難なことから、校舎の増築に伴い運動場（校庭）を縮小する可能性があります。					

調布市の次代を担う児童・生徒の教育環境を保全する街づくりに
関する指導要綱

第 1 目的

この要綱は、教室確保困難通学区域におけるマンションをはじめとする住宅開発等の指導指針を定めることにより、調布市の次代を担う児童及び生徒の良好な教育環境を保全する街づくりに資することを目的とする。

第 2 定義

この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 住宅開発等 計画戸数が 15 戸以上の建築物（単身者用を除く。）の建築及び区画数が 15 区画以上の開発行為をいう。ただし、当該住宅開発等に伴い既存の住宅等が除却される場合は、その戸数又は区画数分を計画数から除くものとする。
- (2) 教室確保困難通学区域 通学区域（調布市立学校通学区域等に関する規則（平成 10 年調布市教育委員会規則第 3 号）に定める区域をいう。）のうち、住宅開発等に伴う児童及び生徒の人数の急増に対し、校舎の増築等の対応によって教室を確保することが教育環境保全の観点から困難であると見込まれる学校に係るものをいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱における用語の意義は、調布市ほっとするふるさとをはぐくむ街づくり条例（平成 16 年調布市条例第 18 号。以下「街づくり条例」という。）の例による。

第 3 教室確保困難通学区域の指定等

市長は、毎年度 6 月末日までに、教室確保困難通学区域を指定の上、これを市のホームページにて公表するものとする。

2 市長は、前項の規定による教室確保困難通学区域の指定をするに当たり、あらかじめ調布市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に意見を求めるとともに、当該意見を参考にするものとする。

第4 住宅開発等に対する指導等

市長は、街づくり条例第21条の規定による事前協議（住宅開発等に該当するものに限る。）の際、開発事業者に対し、教室確保困難通学区域ごとの教育環境に関する情報（以下「教育環境情報」という。）を教育委員会と連携して提供するとともに、次の事項を要請するものとする。

- (1) ファミリー向け住戸の抑制につながる多様な世代がバランスよく暮らすことのできる建築物の建築に努めること。
- (2) 重要事項説明に加えることにより、建築等された住戸の購入者又は入居者に対する教育環境情報の事前周知に努めること。
- (3) 駅近傍等の立地に応じた商業及び業務の用に供する施設の誘致に努めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める事項

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から令和2年3月31日までの間における第3の規定の適用については、第3第1項中「毎年度6月末」とあるのは、「令和元年9月2日」とする。